

「食品衛生法第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定成分等（案）」について

1. 趣旨

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、食品衛生上の危害を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物（以下「指定成分等」という。）について指定する際は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くこととされている。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会の審議を踏まえ、指定成分等としてコレウス・フォルスコリー他 3 品目を指定する。

2. 内容

指定成分等は以下のものとする。

- 1 コレウス・フォルスコリー
- 2 ドオウレン
- 3 プエラリア・ミリフィカ
- 4 ブラックコホシュ

3. 根拠条項

改正法による改正後の法第 8 条第 1 項

4. 告示日等

告示日：令和 2 年 2 月（予定）

適用期日：令和 2 年 6 月 1 日